

介護支援専門員意見書

入所希望者氏名

様

1、本人の状況

要介護度	5	4	3	2	1
------	---	---	---	---	---

特例入所要件に該当する理由 (要介護1・2の場合に記載)

認知症による不適応行動		非常に多い	やや多い	少し有り	なし
日常生活	認知症	I・II・IIa・IIb・III・IIIa・IIIb・IV・M			
自立度	寝たきり度	J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2			

2、在宅サービスの利用度

在宅サービス利用限度額割合	60%以上	50%以上	30%以上	30%未満
---------------	-------	-------	-------	-------

3、主たる介護者・家族等の状況

①世帯の状況	独居世帯	高齢者のみの世帯	その他
②主たる介護者の年齢・続柄	歳(続柄)		
③介護者の障害・疾病	なし	あり() 介護は困難・多少は介護・介護は可能	
④介護者の就労	なし 就労不可能	あり(職種など) 勤務 日/週 時間/日	
⑤介護者の育児・家族の病気	なし	あり()	
⑥他の同居介護補助者	なし	(続柄) : 日/週程度)	
⑦別居血縁者の介護協力	なし	(続柄) : 日/週程度)	

作成日： 年 月 日

作成者所属	担当者	印
-------	-----	---

介護老人福祉施設

つしまの郷

〈評価基準算定にあたっての留意事項〉

1. 認知症等による不適応行動

認知症や知的障害・精神障害等により、認定調査における行動に関する項目	・夜間不眠で昼夜が逆転している。 ・一人で外に出たがり目が離せない。 ・火の始末や火元の管理ができない。 ・弄便行為などの不潔行為がある。 ・異食行為がある。
------------------------------------	---

上記に関連する項目で、「ある」または「時々ある」が1つ以上ある場合目安として判断する。

「非常に多い」・・・毎日ある場合

「やや多い」・・・週に1～2回以上ある場合

「少しあり」・・・月に1～2回程度ある場合

2. 在宅サービスの利用度

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額に対するサービス利用額の割合をいう。

$$\frac{\text{サービス利用単位数}}{\text{区分支給限度基準額単位数}} \times 100$$

算定の期間については、概ね3か月を標準とし、平均利用割合により判断する。

算定の対象となるサービスは次のとおり

- ・訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・通所介護
- ・通所リハビリテーション・短期入所生活介護・小規模多機能型居宅介護・福祉用具貸与等

3、③介護者の障害・疾病

目安として次のように判断する。

着替え・食事などのADL全般の援助が困難な場合

「多少は介護」・・・介護者が障害や疾病のため、概ね2つ程度のADL援助ならばできる場合

「介護は可能」・・・介護者に障害や疾病があるが、ADL全般の援助・介護が可能な場合

4、⑥他の同居介護補助者

目安として次のとおり判断する。なお、1日あたりの目安は2時間以上または頻回以上とする。

「随時あり」・・・週1～3日程度

常時あり」・・・週4日程度以上

5、⑦別居血縁者の介護協力

目安として次のように判断

「随時あり」・・・週1～3日程度

常時あり」・・・週4日程度以上